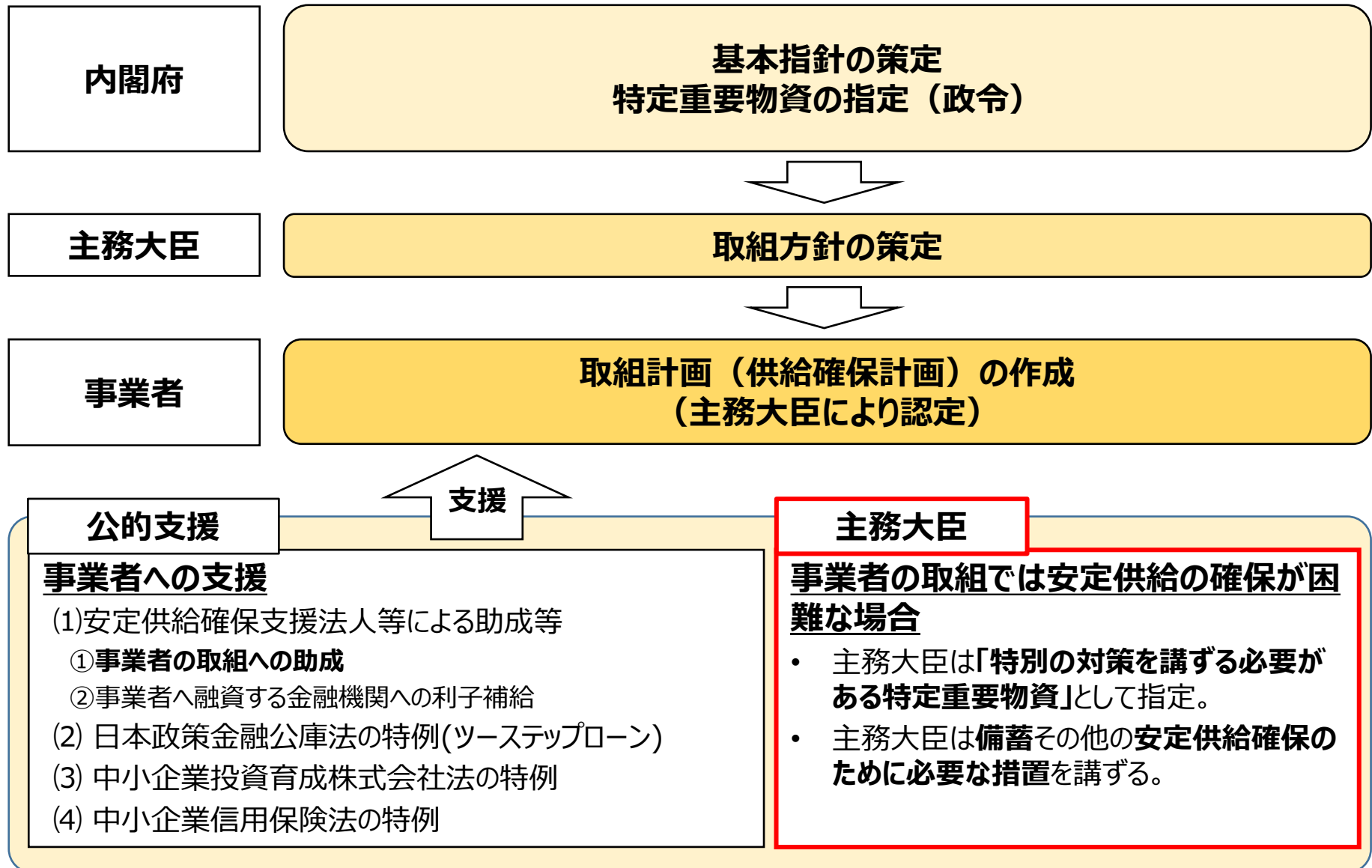


経済安全保障推進法に基づき 国自ら講ずる措置

2024年12月

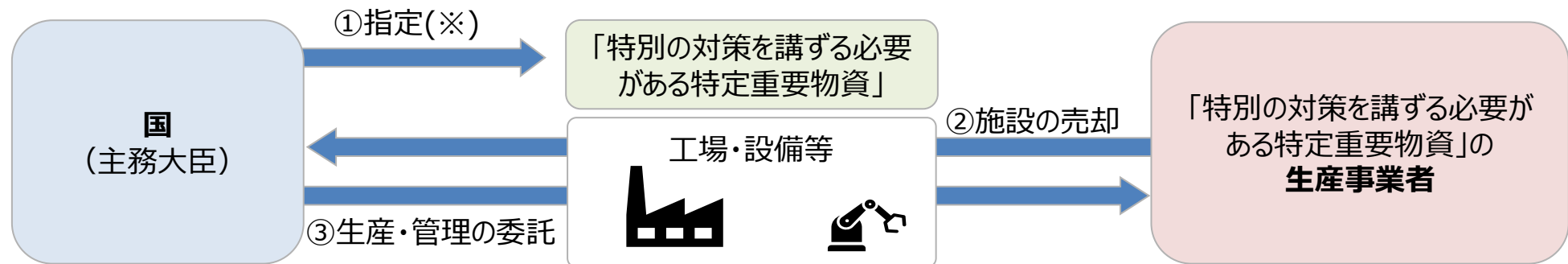
特定重要物資の安定供給確保に関する制度の概要



経済安保推進法におけるGOCO(国有施設民間操業) スキーム

- 経済安保推進法では、**民間事業者支援では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であるときは**、主務大臣は「**特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資**」として指定した上、「**備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置**」を講ずることができる旨規定している（第44条）。
- この措置として、**GOCO** (Government-Owned, Contractor-Operated)、すなわち民間ベースでの安定供給確保が困難な状況が解消されるまでの間、**政府が施設（工場、設備等）を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を、国の事業として民間事業者へ委託**することが可能（第45条）。
- GOCOの実施に当たっては、以下の改正等が必要となる。
 - ① **安定供給確保基本指針**（第6条、閣議決定）
 - ② **政省令**（第45条・政令は閣議決定、省令は主務大臣決裁）
 - ③ **個別の特定重要物資に係る安定供給確保取組方針**（第8条・主務大臣決裁）

<スキームイメージ>

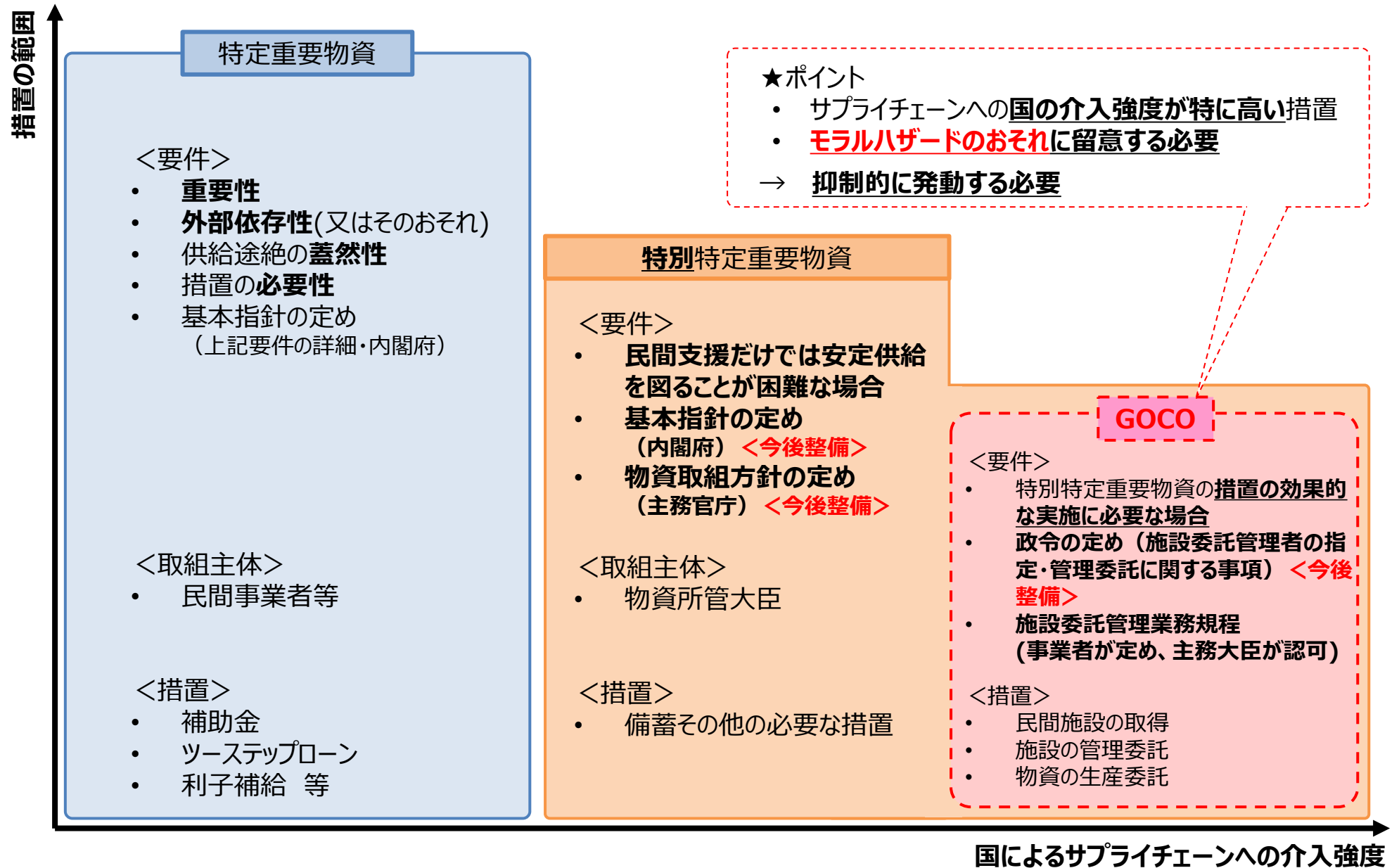


※ 指定の要件（現行『特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針』）

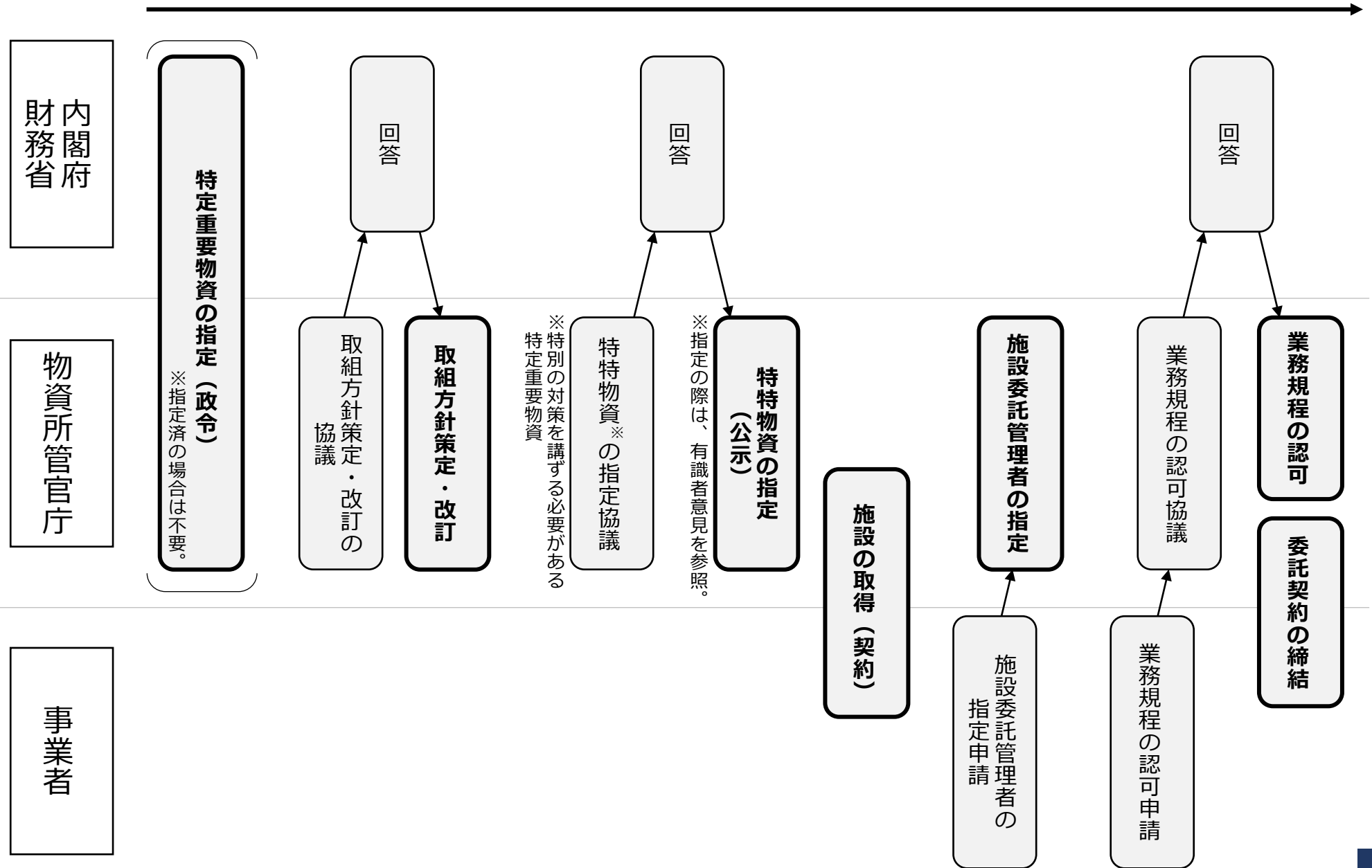
- (1) 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること
- (2) 法44条6項に規定する「必要な措置」*の実施を通じて、当該特定重要物資の安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること
- (3) 民間事業者等が法44条6項に規定する措置*を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること

* 「備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置」

経済安全保障推進法におけるGOCOの位置づけ



GOCOの措置の流れ

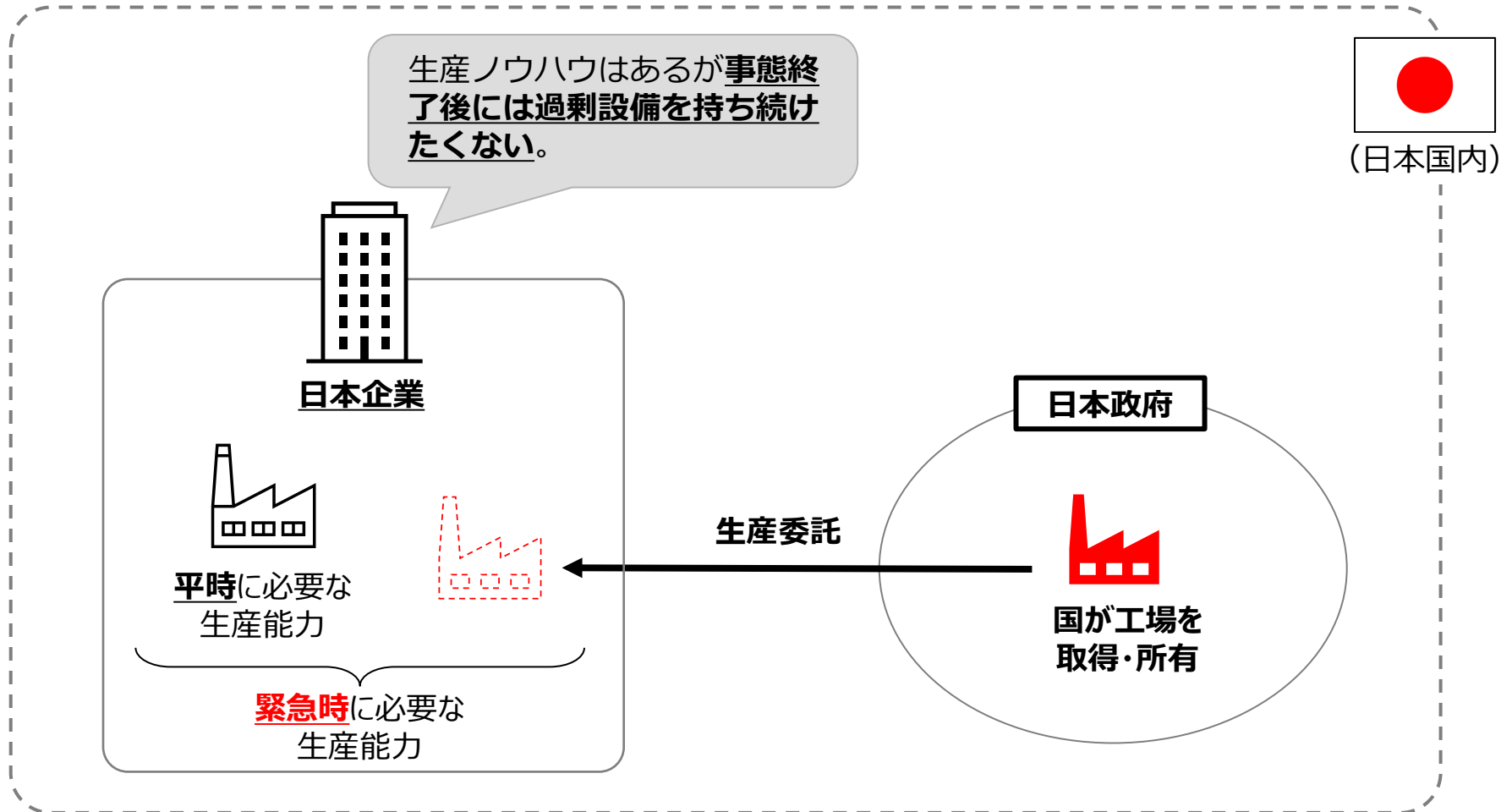


仮想ケース1 緊急時の物資増産（パンデミック等）

※ 補助金等の民間支援のみでは安定供給確保が困難なケースのイメージであり、こうした事案が実在するわけではない。

※ GOCO発動の可否は、国自らの措置を講じる必要性、状況の困難性、手段としての相当性・有効性に基づき総合的に判断するものであり、本ケースが
須らく要件を満たすことを示すものではない。

- 緊急時に需要が急増し、国が生産設備を取得して物資の供給を確保しなければならない場合
(民間企業は平時の需要に照らして過剰な設備には補助金があっても投資できない。)



※ 緊急事態が終了し、需要が平時の水準で安定すれば、工場は希望する民間企業等に売却する。

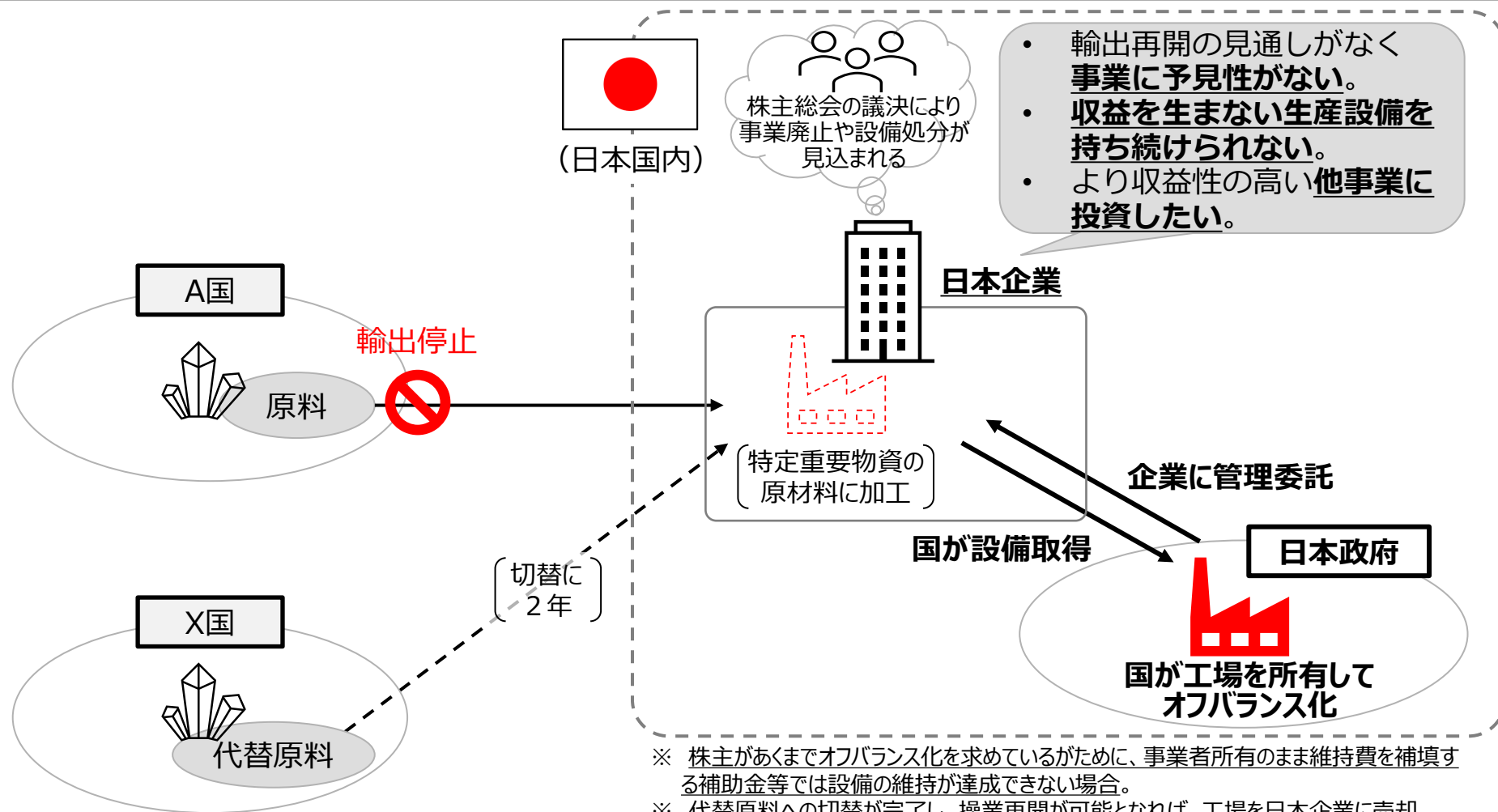
※ 受託する意思のない民間事業者に生産委託契約を強いるものではない。

仮想ケース2 操業停止設備の維持（原材料等の途絶）

※ 補助金等の民間支援のみでは安定供給確保が困難なケースのイメージであり、こうした事案が実在するわけではない。

※ GOCO発動の可否は、国自らの措置を講じる必要性、状況の困難性、手段としての相当性・有効性に基づき総合的に判断するものであり、本ケースが 須らく要件を満たすことを示すものではない。

- （原材料が輸出禁止により供給途絶して調達先の切替に時間を要するなど）民間企業が一定期間、稼働停止を余儀なくされ、経営判断として生産設備を処分せざるを得ない状況となり、**代わりに国が工場を一時的に所有しなければ生産能力が不可逆的に失われてしまう場合**

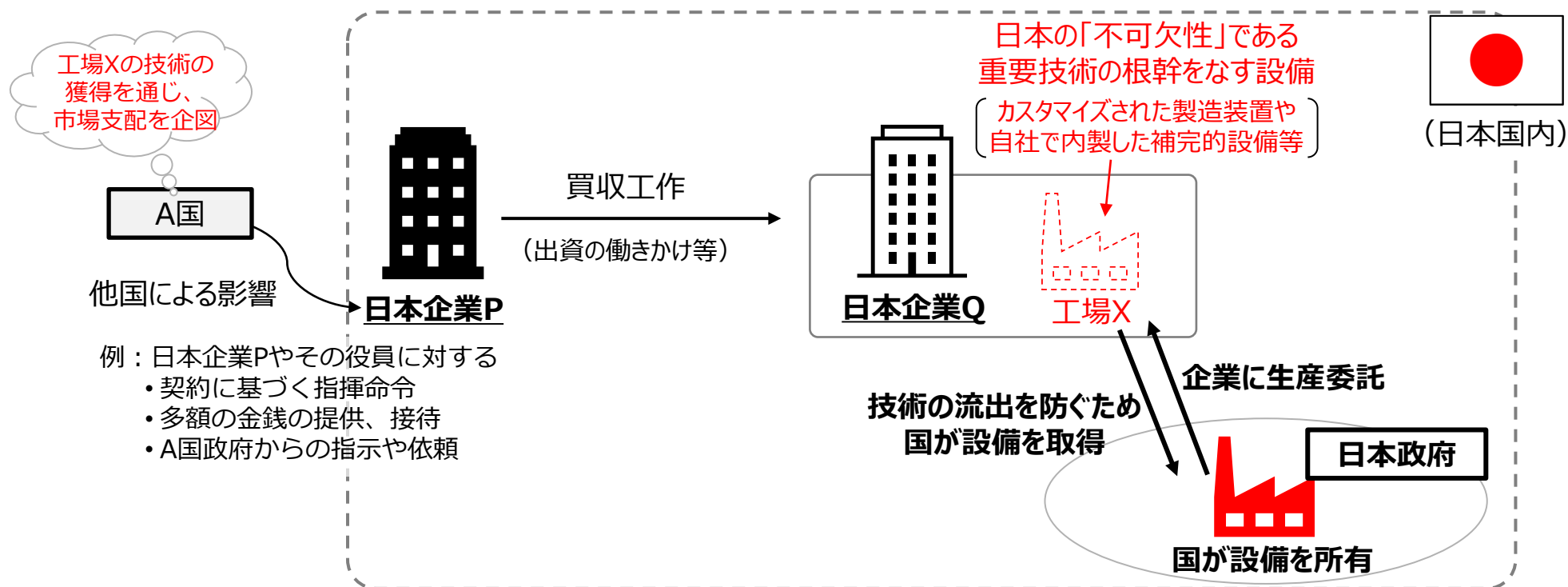


仮想ケース3 「不可欠性」技術の根幹をなす設備の維持

※ 補助金等の民間支援のみでは安定供給確保が困難なケースのイメージであり、こうした事案が実在するわけではない。

※ GOCO発動の可否は、国自らの措置を講じる必要性、状況の困難性、手段としての相当性・有効性に基づき総合的に判断するものであり、本ケースが須らく要件を満たすことを示すものではない。

- 他国の影響を受けた日本企業が、日本の不可欠性である重要技術の獲得を企図して当該企業の買収を働きかけており、**当該技術の根幹をなす設備を国が代わりに取得しなければ技術流出を招く虞がある場合。**



※ 特定重要物資（国民の生存に必要不可欠、又は国民生活・経済活動が依拠）について、その製造に係る「不可欠」技術の他国への流出によって、特定重要物資の外部への過度な依存及び供給途絶の蓋然性が認められる場合であって、外為法に基づく輸出管理・投資審査や、特定重要物資に係る技術流出防止措置要件等の他の制度・施策での対応が困難な場合。

※ GOCOにより設備取得が不可能となればP社による買収工作は停止すると期待される。（仮にGOCOに関わらずQ社がP社に買収された場合、取得した設備は他の適切な企業に売却・生産委託すること等を追求する。）

※ その後、Q社の体質強化や他に適当な企業が見つかる等、不可欠性を維持しつつ民間で安定的に操業する見通しが立ったところで設備を売却する。

仮想ケース3における「外部からの影響」を認め得る状況

- 優位性・不可欠性の毀損・喪失につながり得る「外部からの影響」（第1節（1）④）は様々な態様があり得るが、例えば次のような場合には認められる可能性が高いと考えられる。

日本企業Pの役員が、

- ① 雇用契約等の契約により指揮命令に服し又は他国企業の役員として善管注意義務を負う、
- ② 経済的利益を得ている又は約束している、又は、
- ③ 日本における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける
ことにより、当該役員が他国の利益のために行動するおそれがあると認められる場合、

また、日本企業Pに関し、

- ④ 日本企業Pに対して他国懸念企業からの不審な資金提供がある、又は
- ⑤ 日本企業Pが、「不可欠性」技術を有する日本企業Qの他国懸念企業による工場見学を仲介している
など、他国の利益のために行動するおそれが認められる場合。

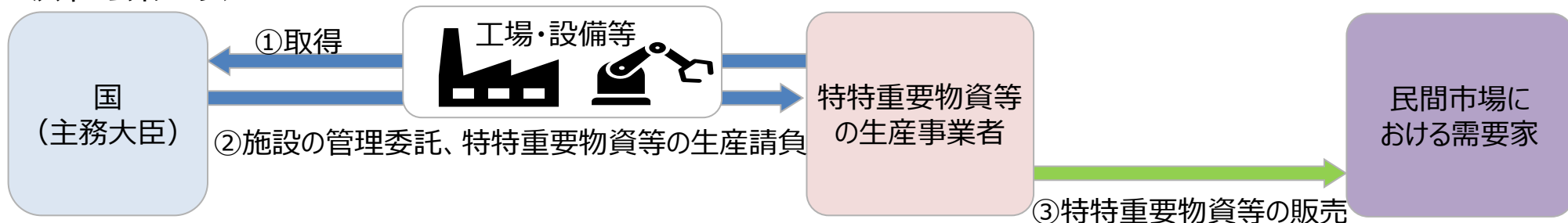
※ この日本企業Pが、日本企業Qの買収等を通じて日本の優位性・不可欠性を成す技術を取得しようとするような場合、国自らの措置の対象となり得る（日本企業Pは外国投資家等に該当せず、外為法の投資審査の対象外）。

経済安全保障推進法と防衛生産基盤強化法におけるGOCOスキーム

経済安保推進法のGOCOケース（案）

- 主務大臣は、**特特重要物資等の安定的な供給の確保**を図るため、施設取得後、**施設の管理委託**と**特特重要物資等の生産請負**に係る契約を生産事業者と締結（委託費を支払う）。
- 生産された特特重要物資等は**請負契約に基づき生産事業者の所有**となり、民間市場にて販売を行う（**生産事業者の収入**）。

<スキームイメージ>



(参考)防衛生産基盤強化法のGOCOケース

- 防衛大臣は、**防衛装備品の安定的な調達**の確保を図るため、施設取得後、**施設の管理委託**と**指定装備品の生産請負**に係る契約を生産事業者と締結（委託費を支払う）。
- 生産された指定装備品は**請負契約に基づき生産事業者の所有**となり、防衛大臣は代金を支払ったうえで政府調達を行う（**生産事業者の収入**）。

<スキームイメージ>



ガバナンス（委託・請負業務の適正・確実な実施確保）

- GOCO対象案件の絞込みと別に、国の事業としての施設管理・生産等を受託する者に対し、法律、政省令、業務規程（大臣認可）、契約においてガバナンスを確保する必要。
- 具体的には同じくGOCO制度を有する防衛生産基盤強化法と同様のガバナンスを確保する。

	経済安保推進法	（参考）防衛生産基盤強化法
事業報告書、収支決算書の提出	三月以内（ 法定 ）	三月以内（ 法定 ）
区分経理	規定あり（ 法定 ）	規定あり（ 法定 ）
監督命令・違反時の委託停止・業務停止命令	規定あり（ 法定 ）	規定あり（ 法定 ）
報告徴収、立入検査	規定あり（ 法定 ）	規定あり（ 法定 ）
業務の実施方法	業務規程の必要事項（ 法定 ）	業務規程の必要事項（ 法定 ）
書類管理	業務規程の必要事項（ 省令 （予定））	業務規程の必要事項（ 省令 ）
目的外使用に関する事項（※）	業務規程の必要事項（ 省令 （予定））	業務規程の必要事項（ 省令 ）
（装備品の確実な調達／特定重要物資の安定供給のため）施設委託管理者がとるべき措置	契約の必要事項（ 政令 （予定））	契約の必要事項（ 政令 ）
管理に関する費用の負担区分	契約の必要事項（ 政令 （予定））	契約の必要事項（ 政令 ）

※ 施設の目的外使用が可能であること自体は、防衛生産基盤強化法では法定（大臣承認）。経済安保推進法では必要に応じて契約で記載する予定。

経済安全保障推進法、現行基本指針

● 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号・抄）

（特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等）

第四十四条 主務大臣は、その所管する事業に係る特定重要物資について、第三節から前節までの規定による措置では当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるときは、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定することができる。

2～5 （略）

6 主務大臣は、第一項の規定による指定をした特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする。

7～9 （略）

（施設委託管理者）

第四十五条 主務大臣は、前条第六項の規定による措置を効果的に実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主務大臣が指定する法人（略）に、前条第六項の規定による措置に必要な施設（その敷地を含む。）の管理を委託することができる。

2～10 （略）

● 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月閣議決定・抄）※経済安全保障推進法に基づき策定

第7章 第1節 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する事項

次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。

- ・ 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること。
- ・ 特定重要物資等のうち、その安定供給確保が困難と認められるものについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。
- ・ 当該特定重要物資等について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。

※ 以下の2つの条文を新規追加する。

(施設委託管理者の指定の手続等)

第八条の二 法第四十五条第一項に規定する施設委託管理者（次条第五号において「施設委託管理者」という。）の指定は、当該指定を受けようとする法人の申請により、法第四十五条第三項に規定する施設委託管理業務（次条第三号において「施設委託管理業務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる法人について行う。

第八条の三 主務大臣は、法第四十五条第一項の規定により同項に規定する施設の管理（第二号及び第六号において「管理」という。）を委託しようとするときは、当該管理を委託する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該施設的内容及び範囲並びに所在地
- 二 管理の委託の期間
- 三 施設委託管理業務を開始すべき日
- 四 当該施設に係る特別特定重要物資等（法第四十四条第一項の規定による指定を受けた特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（法第七条に規定する原材料等をいう。）をいう。）の品目
- 五 前号の特別特定重要物資等の安定的な供給の確保のために施設委託管理者がとるべき措置
- 六 管理に関する費用の負担区分
- 七 その他必要な事項

※ 赤字部分を新規追加する。

第7章 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する基本的な事項

第1節 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する事項

- ・ サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で形成されてきたものであることに鑑み、政府による過度な介入を行わないよう留意する。
- ・ 特別特定重要物資の指定の是非は、国自らの措置を講ずる必要性、状況の困難性、手段としての相当性・有効性が認められることを前提に、それらの程度に基づき総合的に判断する。

(1) 国自らの措置を講ずる必要性

以下を総合的に勘案して、国自らが措置を講ずべき必要性が特に高い物資及び用途に限定して厳格に判断する。

- ① 物資の重要性(国民の生存や国民生活・経済活動に対する影響の程度)
- ② 外部依存度とその依存先
- ③ 外部から行われる行為により国家・国民の安全を損ねる事態が生じる蓋然性、当該事態の深刻度・緊急性
- ④ 本制度による措置を講じなければ、外部からの影響等によって特定重要物資等に係る我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性が棄損し、又は喪失し、将来的に特定重要物資の供給途絶等のリスクが増大すると見込まれる場合、当該リスクの経済安全保障上の重要性

(2) 状況の困難性

民間事業者等への各種支援等では安定供給確保を図ることが困難と認められる状況、その原因事象の態様を総合的に考慮し、市場構造に照らして、物資の生産等の事業を営利事業として継続的に実施することが困難と認められる場合に限定し、他の制度や施策で手当てされるものは除く。

(3) 手段の相当性、有効性

多少なりとも効果が見込めるといった程度ではなく、例えば民間事業者等に対する支援、供給途絶を前提とした影響緩和策、諸外国・地域の関係機関との連携等の他の施策と比較しても、相当程度の有効性が見込まれるかどうか、他の施策と併せて講ずることで相まって相当程度の有効性が見込まれるかどうかなどの観点から、俯瞰的に評価する。

① 法第2章第3節から第7節までの措置（補助金、ツーステップローン等の支援策）を講じるのみでは特定重要物資の安定供給確保が困難であること、② 実施しようとする国自らの措置による効果やその発現タイミングが安定供給確保の目的に合致すること を考慮する。

第2節 指定解除の考え方 ※改定無し

- 安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、第1節の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除する。

第3節 その他留意事項

(1) 関係者の意見の適切な考慮等

- 特別特定重要物資の指定に当たっては基本指針の策定等に当たって聴取した有識者意見を適切に参照する。
- 政省令については必要に応じてパブリックコメントを実施する。

(2) 法第44条第6項に基づく措置に関する事項

- 安定供給確保のために講ずる国自らの措置を例示。
 - ✓ 国による物資の備蓄
 - ✓ 国による施設の取得、その施設における物資の生産
 - ✓ 国による海外からの物資調達
 - ✓ これらの措置の民間事業者等への委託 等
- 措置検討に当たって、将来的に本制度による措置が無くとも当該特定重要物資の安定供給確保を図ることができるような措置の在り方（出口）を追求する。
- 措置に当たってはあらかじめ適切な期間を設定し、措置の在り方を見直す。

(3) 措置に必要な施設の取得に関する事項

- 安定供給確保に反しない範囲で、国が取得した施設はできるだけ早期に民間事業者等に譲渡するよう努める。
- 諸外国・地域の関係機関との連携、節減の呼びかけ等と併せて実施するなど、効果的・効率的に実施する。

(4) 施設委託管理業務に関する事項

- 民間事業者等は、物資の生産等の委託を受ける場合、必要な場合に直ちに生産等を実施できるよう施設、体制、技能を維持する。
- 物資所管大臣は、委託先の民間事業者等に対し、通常の企業活動同様の効率的な業務を行うことを求め、適切な監督を実施する。
- 物資所管大臣は施設の維持管理に必要な費用を負担する（受託者の善管注意義務違反の場合を除く）。
- 物資所管大臣は、特別特定重要物資の安定供給確保を阻害しない範囲で、かつ、その取組を優先することを前提に、適正な対価を徴収のうえ、民間事業者による施設の目的外利用（他製品の製造等）を許可できる。

(5) 輸送手段の確保に関する事項 ※改定無し

- 安定供給確保のため国自らの措置を講ずる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮する。